

山ノ内町新型コロナウイルス対応事業者支援給付金に関するQ & A

初版【令和4年4月25日現在】

このQ & Aは、山ノ内町新型コロナウイルス対応事業者支援給付金の運用についてまとめたものであり、今後必要に応じて順次更新を行っていきます。

Q 1 : 山ノ内町内に事業所はあるが、本社は山ノ内町外にある。この場合、対象となるか？

⇒町内に事業所・事務所があれば、対象となります。

また、町外在住者であっても、町内に事業所（店舗）を構えて事業を行っていることが判れば、対象となる可能性があります。（例：中野市在住だが、山ノ内町で飲食店を経営しているなど。）

Q 2 : 「町内に事業所等を有する法人」とあるが、保養所は対象となるか？

⇒対象となりません。寮・保養所等のみの事業者は対象外です。

Q 3 : 山ノ内町内に居住しているが、事業所が山ノ内町外にある。この場合、対象となるか？

⇒対象となりません。町内に事業所・事務所がある事業者が対象となります。

Q 4 : NPO法人は対象となるか？

⇒対象となりません。法人は、「株式・有限・合名・合資・合同会社」、「企業組合」、「協同組合」のみが対象です。

これら以外の法人（一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、管理組合法人、公共組合、任意団体等）や政治団体、宗教上の組織若しくは団体は、対象外となります。

Q 5 : 「農業以外の自営業」と「農業」を営んでいる。農業は対象外とのことだが、主たる事業は「農業以外の自営業」である。この場合は対象となるか？

⇒主たる事業が、自営業＞農業であることが分かれば対象となる可能性があります。

当該年度の確定申告書や収支内訳書の写しを追加で準備いただくこともありますので、その際はご協力ください。

Q 6 : 町内に複数の事業所があるが、複数申請することは可能か？

⇒町内に複数の事業所がある場合についても、申請は1事業者（1法人）あたり1回限りです。

なお、別法人の場合は、別々に申請することは可能です。

Q7：同一人物が、旅館業を法人、飲食店を個人事業主としてそれぞれ事業者として営業している場合は、それぞれの施設で申請ができますか？

⇒別々の事業者であるので、それぞれの法人・個人で申請ができます。
なお、申請書は法人および個人事業者でそれぞれ作成してもらいます。

Q8：なぜ法人と個人事業者で支給額に差があるのですか。

⇒法人と個人事業者では、事業規模にある程度の差があると推察されること、また国の事業復活支援金においても、支給額に差が設けられていることから、予算の範囲内で法人15万円、個人事業者10万円と差を設けました。

Q9：売り上げは減少しているが、国の事業復活支援金の申請を行っていない。この場合対象にならないか。

⇒国の事業復活支援金の給付決定を受けた事業者を対象とする事業ですので、申請を行っていない、または申請したが不給付の決定がされた場合などは対象になりません。

Q10：支援給付金の課税上の取扱いは？

⇒法人税、個人の所得税上は課税対象となります。ただし、支援給付金を含めた1年間の収入から必要経費を差引いた収支が赤字となる場合や、収支が黒字であっても医療費控除などの所得控除を差引いた残額がない場合などには、所得税の負担は生じません。

Q11：町観光商工課の窓口での申請はできますか？

⇒新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、原則郵送してください。
なお、どうしても郵送が難しい場合などはご相談ください。

Q12：申請書は、どこで入手できますか？

⇒申請書（請求書と兼ねています。）は、町ホームページからダウンロードできます。
ダウンロードできない場合は、観光商工課の窓口でお渡しすることもできますので、感染症予防対策をとったうえでご来庁ください。

Q13：廃業を検討しているが、申請しても良いか？

⇒今後も新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら、事業を継続する意思を有する方のための支援金であり、申請時点において事業継続の意思がない場合申請できません。
事業継続の意思がないにも関わらず、支援給付金を受給した場合は、返還を行っていただきます。

Q14：支援給付金は、申請してからどのくらいで振り込まれますか？

⇒おおむね2週間～3週間程度で振り込みます。
なお、申請から振込までは、以下①～③のステップを踏みます。
①：申請書類を受理後、内容を審査する。
②：書類がすべて整っていて、内容に問題がなければ支援給付金の交付決定をする。
③：交付決定後、指定の口座に振り込みの手続きを行う。

Q15：添付書類で用意できない書類があるが、どうすれば良いか？

⇒原則、添付書類をすべて整えていただかないと申請の受付はできません。
ただし、どうしても用意できない書類がある場合は、代わりに証明となる書類の提出をお願いします。その際には、お手数ですが、観光商工課にご連絡ください。

Q16：国の事業復活支援金はどのように申請すれば良いか？

⇒事業復活支援金相談窓口（電話：0120-789-140）にお問い合わせください。
国の制度のため、町では申請受付等できませんので、ご了承ください。

Q17：国の事業復活支援金が振り込まれたが、給付通知書（ハガキ）が届かない。

⇒支援金振込後、2週間程度してから給付通知書が届くことがあるようです。しばらく待っても届かないようであれば、観光商工課にご相談ください。

Q18：町へはいつまでに申請する必要があるのか？

⇒町への申請期限は、令和4年7月29日の金曜日までです。
郵送の場合は申請期限当日の消印を有効としますが、書類がすべてそろっていない場合、申請を受け付けられないことがありますので、早めに準備してください。

Q19：誤って国の事業復活支援金を受給してしまい、返還することになった（国から返還請求された）が、町の支援給付金も返還する必要があるか。

⇒町の支援給付金についても、遅滞なく返還していただくことになります。
観光商工課にご連絡ください。